

令和7年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 姫路睦福祉会(法人番号9140005013438)

監査実施日 令和7年9月2日

文書による指摘事項の有無 有

| 文書による指摘内容 | 改善状況 |
|--|------|
| <p>1 評議員会等の出席者の旅費交通費について、開催の時間帯によって、会議後の食事費用として一律1,000円を支給していたが、支出根拠となる規定等がなかった。また、会議後の食事費用の支給は、会議出席のための実費相当額とは認められず、報酬としての性格が強いものである。会議後に食事提供する場合は、現物提供若しくは役員報酬として支給すること。また、役員報酬として支給する場合、役員報酬規程を整備の上、定款を変更すること。また、源泉徴収が必要なことにも留意すること。</p> <p>併せて、費用弁済規程に規定されている一律3,000円の旅費について、実費相当額を超える支給でないか精査の上、実費相当額を超える場合は、役員報酬として支給すること。</p> | 改善済 |

令和8年11月13日現在